自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令の一部を改正する省令

自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和五十四年通商産業省運輸省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（エネルギー消費効率） **第一条**　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率は、次の表の上欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。	（エネルギー消費効率） **第一条**　エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率は、次の表の上欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

自動車の区分	エネルギー消費効率
一　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第十八条第一号に規定する乗用自動車であつて、乗車定員九人以下のもの及び乗車定員十人以上かつ車両総重量（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。）三・五トン以下のもの	国土交通大臣が告示で定める方法により算定した燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であつて、道路運送車両法第七十五条第一項の指定に当たり国土交通大臣が算定したもの
二　令第十八条第一号に規定する乗用自動車であつて、乗車定員十人以上かつ車両総重量三・五トン超のもの	国土交通大臣が告示で定める方法により算定した燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であつて、道路運送車両法第七十五条第一項の指定に当たり国土交通大臣が算定したもの又は同法第七十五条の三第一項の指定（一酸化炭素等発散防止装置の型式についての指定に限る。）に当たり国土交通大臣が測定して得た測定値を基礎として算定したもの
令第十八条第八号に規定する貨物自動車であつて、車両総重量三・五トン以下のもの	
令第十八条第八号に規定する貨物自動車であつて、車両総重量三・五トン超のもの	

（特定エネルギー消費機器の対象外となる乗用自動車）

第二条　令第十八条第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める乗用自動車は、次の表の上欄に掲げる乗用自動車の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

自動車の区分	エネルギー消費効率
一　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第十五条第一号に規定する乗用自動車であつて、乗車定員九人以下のもの及び乗車定員十人以上かつ車両総重量（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。）三・五トン以下のもの	国土交通大臣が告示で定める方法により算定した燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であつて、道路運送車両法第七十五条第一項の指定に当たり国土交通大臣が算定したもの
二　令第十五条第一号に規定する乗用自動車であつて、乗車定員十人以上かつ車両総重量三・五トン超のもの	国土交通大臣が告示で定める方法により算定した燃料一リットル当たりの走行距離をキロメートルで表した数値であつて、道路運送車両法第七十五条第一項の指定に当たり国土交通大臣が算定したもの又は同法第七十五条の三第一項の指定（一酸化炭素等発散防止装置の型式についての指定に限る。）に当たり国土交通大臣が測定して得た測定値を基礎として算定したもの
令第十五条第八号に規定する貨物自動車であつて、車両総重量三・五トン以下のもの	
令第十五条第八号に規定する貨物自動車であつて、車両総重量三・五トン超のもの	

（特定エネルギー消費機器の対象外となる乗用自動車）

第二条　令第十五条第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める乗用自動車は、次の表の上欄に掲げる乗用自動車の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。